

2011年版 加藤光大の社労士合格レッスン

【法改正・正誤のお知らせ】

(3297)

平成23年6月8日

(株)住宅新報社

資格図書編集部

TEL 03-3504-0361

【法改正】 第43回社会保険労務士試験の実施公告が発表され、今年度の試験は、平成23年4月8日(金)現在施行の法令に基づいて出題されます。本書籍は、平成22年10月1日現在施行の法令に基づいて記述されていますので、この間の法令改正により、以下の箇所の記述をご訂正くださいますようお願い申し上げます。

ページ・位置	改正前	改正後
P159 上14行目～	「厚生労働省令で定める者」とは、 <u>地域産業保健センター事業の実施に当たり、～の名簿に記載されている保健師</u> です（則15条の2第1項）。	「厚生労働省令で定める者」とは、 労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師 です（則15条の2第1項）。
P243 上の表	<u>104,730</u> 円 (表中2箇所)	104,530 円
	<u>56,790</u> 円 (表中3箇所)	56,720 円
P243 上の表の下 1～2行目	<u>104,730</u> 円が <u>52,370</u> 円、 <u>56,790</u> 円が <u>28,400</u> 円となります。	104,530 円が 52,270 円、 56,720 円が 28,360 円となります。
P308 下4行目の上 右の文章を追加	ポイント 【 光ディスク等による手続 】 改23 資格取得届、資格喪失届及び転勤届については、届書に記載すべき事項を記録した光ディスク等をもって届書に代えることができます。	
P412 上12行目の下	下記文章を加える 平成23年度の雇用保険率は、平成22年度と同様です（平23.2.10厚労告29号）。	
P412 中央表 4段目見出し	平成 <u>22</u> 年度	平成22・ 23 年度
P412 下9行目	平成 <u>22</u> 年度は、	平成22年度 及び 23年度は、
P420 上15行目	平成 <u>22</u> 年度の	平成 23 年度の
P420 上19・20行目 表内見出し	平成 <u>21</u> 年度実績額	平成 22 年度実績額
	平成 <u>22</u> 年度見込額	平成 23 年度見込額

<p>P458 下 13 行目～ 下 8 行目</p>	<p>① 7 月 10 日において、前年度の労働保険料等であって、<u>次の i) 又は ii) に該当する事業の事業主の委託に係るもの</u>につき、その確定保険料の額の合計額*の 100 分の 95 以上の額が納付されていること</p> <p><u>i) 常時 15 人以下の労働者を使用する事業</u></p> <p><u>ii) 常時 16 人以上の～使用する事業に該当したもの</u></p>	<p>① 7 月 10 日において、前年度の労働保険料等であって、常時 15 人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料の額の合計額*の 100 分の 95 以上の額が納付されていること</p>
<p>P459 上 2 行目</p>	<p>【常時 15 人以下の労働者を使用する事業に係る報奨金の額の計算式】</p>	<p>1,000 万円又は次の式により計算した額のいずれか低い額です。</p>
<p>P459 上 3 行目</p>	<p>(計算式内)</p> $\frac{2.5}{100}$	<p>(計算式内)</p> $\frac{2}{100}$
<p>P459 上 5 行目の下</p>	<p>下記文章を加える。</p> <p>参考 平成 23 年度においては、経過措置により、「1,000 万円」とあるのは、「3,000 万円」となります。</p>	
<p>P575 上 11 行目の下</p>	<p>最新情報の追加</p> <p>労働力人口は、平成 22 年平均で 6,590 万人となり、前年に比べ 27 万人減少し、3 年連続の減少となりました。男女別にみると、男性は 3,822 万人と 25 万人減少し、3 年連続の減少となりました。女性は 2,768 万人と 3 万人減少し、2 年ぶりの減少となりました。</p>	
<p>P575 下 1 行目の下</p>	<p>最新情報の追加</p> <p>労働力人口比率は、平成 22 年平均で 59.6%となり、前年に比べ 0.3 ポイント低下し、3 年連続の低下となりました（前年に引き続き過去最低の水準になっています）。男女別にみると、男性は 71.6%となり、前年に比べ 0.4 ポイント低下し、13 年連続の低下となりました。女性は 48.5%と同率となりました。また、15～64 歳の労働力人口比率をみると、平成 22 年平均は 74.0%と前年に比べ 0.1 ポイント上昇し、6 年連続の上昇となりました。男女別にみると、男性は 84.8%と同率となりました。女性は 63.1%と 0.2 ポイント上昇し、8 年連続の上昇となりました。</p>	

<p>P576 上 18 行目の下</p>	<p>最新情報の追加</p> <p>完全失業者は、平成 22 年平均で 334 万人となり、前年に比べ 2 万人減少し、3 年ぶりの減少となりました。男女別にみると、男性は 207 万人と 4 万人増加し、3 年連続の増加となりました。女性は 127 万人と 6 万人減少し、3 年ぶりの減少となりました。</p>										
<p>P576 上 28 行目の下</p>	<p>最新情報の追加</p> <p>完全失業率は、平成 22 年平均で 5.1%となり、前年と同率で、2 年連続で 5%台となりました。男女別にみると、男性は 5.4%と 0.1 ポイント上昇し、3 年連続の上昇となりました。女性は 4.6%と 0.2 ポイント低下し、3 年ぶりの低下となりました。なお、完全失業率の男女差は 0.8 ポイントと、過去最大となりました。完全失業率は平成 10 年以降 13 年連続で男性が女性を上回って推移しており、男女差は 20 年以降拡大しています。完全失業率を男女、年齢階級別にみると、平成 22 年平均で男女とも 15～24 歳が最も高く、男性は 10.4%、女性は 8.0%となりました。前年と比べると、男性は 35～44 歳及び 65 歳以上を除く全ての年齢階級で上昇し、女性は 35～44 歳を除く全ての年齢階級で低下しています。</p>										
<p>P576 下の表に 22 年 を追加</p>	<table border="1" data-bbox="414 996 1401 1142"> <thead> <tr> <th></th> <th>労働力人口 (単位：万人)</th> <th>労働力率 (単位：%)</th> <th>完全失業者数 (単位：万人)</th> <th>完全失業率 (単位：%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年</td> <td>6,590</td> <td>59.6</td> <td>334</td> <td>5.1</td> </tr> </tbody> </table>		労働力人口 (単位：万人)	労働力率 (単位：%)	完全失業者数 (単位：万人)	完全失業率 (単位：%)	平成 22 年	6,590	59.6	334	5.1
	労働力人口 (単位：万人)	労働力率 (単位：%)	完全失業者数 (単位：万人)	完全失業率 (単位：%)							
平成 22 年	6,590	59.6	334	5.1							
<p>P577 上 7 行目の下</p>	<p>最新情報の追加</p> <p>平成 22 年の 1 人平均月間現金給与総額は、規模 5 人以上で前年比 0.6%増の 317,321 円となりました。現金給与総額のうち、きまって支出する給与は、0.3%増の 263,245 円となりました。所定内給与は、0.2%減の 245,038 円となりました。所定外給与は 9.2%増の 18,207 円となり、特別に支払われた給与は前年比 2.0%増の 54,076 円となりました。実質賃金は、1.5%増となりました。</p>										
<p>P577 上 18 行目の下</p>	<p>最新情報の追加</p> <p>平成 22 年の 1 人平均月間総実労働時間は、規模 5 人以上で前年比 1.4%増の 146.2 時間となりました。総実労働時間のうち、所定内労働時間は、0.7%増の 136.2 時間となりました。所定外労働時間は、9.0%増の 10.0 時間となりました。また、製造業の所定外労働時間は、32.3%増の 13.9 時間となりました。なお、月間の時間数を 12 倍して年換算すると、総実労働時間は 1,754 時間、所定内労働時間は 1,634 時間となりました。総実労働時間を就業形態別にみると、一般労働者は前年比 1.6%増の 167.4 時間となり、パートタイム労働者は 1.2%増の 91.3 時間となりました。</p>										

<p>P577 上 19 行目～の表に 22 年を追加</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">総実労働時間</th> <th colspan="2">所定内労働時間</th> </tr> <tr> <th>月間</th> <th>年間</th> <th>月間</th> <th>年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年</td> <td>146.2 時間</td> <td>1,754 時間</td> <td>136.2 時間</td> <td>1,634 時間</td> </tr> </tbody> </table>					総実労働時間		所定内労働時間		月間	年間	月間	年間	平成 22 年	146.2 時間	1,754 時間	136.2 時間	1,634 時間
	総実労働時間		所定内労働時間															
	月間	年間	月間	年間														
平成 22 年	146.2 時間	1,754 時間	136.2 時間	1,634 時間														
<p>P578 上 15 行目～の表に 22 年を追加</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規求人倍率</th> <th>有効求人倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年</td> <td>0.89</td> <td>0.52</td> </tr> </tbody> </table>				新規求人倍率	有効求人倍率	平成 22 年	0.89	0.52									
	新規求人倍率	有効求人倍率																
平成 22 年	0.89	0.52																
<p>P578 左下の表に 22 年を追加</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>推定組織率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年</td> <td>18.5%</td> </tr> </tbody> </table>				推定組織率	平成 22 年	18.5%											
	推定組織率																	
平成 22 年	18.5%																	
<p>P578 右下 1 行目の下</p>	<p>最新情報の追加 平成 22 年における推定組織率は、前年と同じで 18.5% となりました。パートタイム労働者についての推定組織率は 5.6% となっており、増加傾向にあります。</p>																	
<p>P600 下 13 行目の上右の文章を追加</p>	<p>ポイント 協会は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限ります）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければなりません。</p>																	
<p>P631 下 4 行目の上右の文章を追加</p>	<p>● 当年の 4、5、6 月の 3 カ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と前年の 7 月から当年の 6 月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の違いに 2 等級以上の差を生じた場合であって、その差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合、前年の 7 月から当年の 6 月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した報酬月額により、標準報酬月額を決定します（平 23.3.31 保発 0331 第 17 号・年発 0331 第 9 号、平 23.3.31 保保発 0331 第 1 号・年管管発 0331 第 12 号）。</p>																	
<p>P642 下 13 行目</p>	平成 22 年度については		平成 23 年度については															
<p>P649 上 12 行目</p>	※ 平成 22 年度については		※ 平成 23 年度については															

P657 上 9 行目～表 までを右に差 し替え	(2) 支給額 (令 36 条) 改 23 出題…7 択・10 記・11 択・21 択 出産育児一時金の「政令で定める金額」は原則「39 万円」ですが、その出産が加算 対象出産である場合には、所定の額が加算されます。	
	1 児当たりの額	支給額
	① ②以外の場合	39 万円
	② 産科医療補償制度に加入する医療機 関等での出産 (「加算対象出産」)	39 万円+3 万円を超えない範囲内で保 険者が定める額 (3 万円)
P662 下 3 行目	※ 2 平成 <u>22</u> 年度については、	※ 2 平成 23 年度については、
P663 上 12 行目	※ 3 平成 <u>22</u> 年度については、	※ 3 平成 23 年度については、
P665 表の右 1 行目	※平成 <u>22</u> 年度については	※平成 23 年度については
P677 1 つ目の表の右 1 行目	※平成 <u>22</u> 年度については、	※平成 23 年度については、
P753 上 6 行目の下 に追加	⇒ 平成 23 年度においては、名目手取り賃金変動率が 0.978、物価変動率が 0.993 で あったため、改定率は、物価変動率を基準として改定されました。平成 23 年度の改定 率は、0.985 とされています (≒0.992 (前年度の改定率) ×0.993)。	
P753 下 7 行目	平成 <u>22</u> 年度の改定率は、	平成 23 年度の改定率は、
P753 下 5 行目	新規裁定者の改定率と同じく、 <u>0.992</u> と	新規裁定者の改定率と同じく、 0.985 と
P754 下 7 行目	⇒平成 <u>22</u> 年度の年金額は、	⇒平成 23 年度の年金額は、
P754 下 6 行目	(平成 <u>22</u> 年度価額)	(平成 23 年度価額)
P754 下 5 行目	(平成 <u>22</u> 年度は、 <u>0.985</u>) ≒792,100 円	(平成 23 年度は、 0.981) ≒788,900 円
P755 上 10 行目	なお、平成 <u>22</u> 年度現在	なお、平成 23 年度現在
P755 上 11 行目	さらに <u>0.5%</u> 広がり、解消の済んでいない 分は <u>-2.2%</u>	さらに 0.8% 広がり、解消の済んでいない 分は -2.5%

P755 上 13 行目以降の表に 22 年を追加	●物価変動率と年金額の推移●																	
	年（平成）	22 年																
	物価変動率	-0.7%																
	年度（平成）	23 年度																
	年金額の改定	-0.4%																
	年金額（円）	788,900																
P755 下 4 行目以降を右に差し替え	<p>平成 22 年度は、平成 21 年の物価変動率が-1.4%となり、平成 19 年度と平成 21 年度の物価変動率の上昇分 (0.3%+1.4%=1.7%) との差が+0.3% (=1.7%-1.4%) であったため、物価スライド特例措置に係るスライド率は据置きとなり、年金額も平成 21 年度と同額でした。</p> <p>平成 23 年度は、平成 22 年の物価変動率が-0.7%となり、物価スライド特例水準（直近の年金額改定の基となった平成 17 年の物価水準）を下回った (0.3%-0.7%=-0.4%) ため、物価スライド率及び年金額は、平成 22 年度より 0.4%の引下げとなっています。</p>																	
P757 下 9 行目～	「224,700 円×改定率」は「 <u>227,900 円</u> (=231,400 円× <u>0.985</u>)」として	「224,700 円×改定率」は「 227,000 円 (=231,400 円× 0.981)」として																
P771 下 4 行を右に差し替え	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">原則 (平成 23 年度)</td> <td>1 級</td> <td colspan="2">780,900 円×改定率×125/100 (=961,500 円)</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td colspan="2">780,900 円×改定率 (=769,200 円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物価スライド 特例措置</td> <td>1 級</td> <td colspan="2">788,900 円×125/100 (=986,100 円)</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td colspan="2">788,900 円</td> </tr> </table>	原則 (平成 23 年度)	1 級	780,900 円×改定率×125/100 (=961,500 円)		2 級	780,900 円×改定率 (=769,200 円)		物価スライド 特例措置	1 級	788,900 円×125/100 (=986,100 円)		2 級	788,900 円				
原則 (平成 23 年度)	1 級		780,900 円×改定率×125/100 (=961,500 円)															
	2 級	780,900 円×改定率 (=769,200 円)																
物価スライド 特例措置	1 級	788,900 円×125/100 (=986,100 円)																
	2 級	788,900 円																
P772 上 14 行目～の【加算額】の表を右に差し替え	<p>【加算額】出題…21 択</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象 (1 人につき)</th> <th>法定額</th> <th>平成 23 年度 価額</th> <th>物価スライド 特例措置による額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 子・第 2 子</td> <td>224,700 円×改定率</td> <td>221,300 円</td> <td>227,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 子以降</td> <td>74,900 円×改定率</td> <td>73,800 円</td> <td>75,600 円</td> </tr> </tbody> </table>				対象 (1 人につき)	法定額	平成 23 年度 価額	物価スライド 特例措置による額	第 1 子・第 2 子	224,700 円×改定率	221,300 円	227,000 円	第 3 子以降	74,900 円×改定率	73,800 円	75,600 円		
対象 (1 人につき)	法定額	平成 23 年度 価額	物価スライド 特例措置による額															
第 1 子・第 2 子	224,700 円×改定率	221,300 円	227,000 円															
第 3 子以降	74,900 円×改定率	73,800 円	75,600 円															
P772 下 7 行目	その年額は <u>1,191,300 円</u> (平成 22 年度価格) である。	その年額は 1,182,800 円 (平成 23 年度価格) である。																
P772 下 6 行分を右に差し替え	<p>この問題における年金額の計算は、次の手順で行います。</p> <p>780,900 円×0.985 (平成 23 年度の改定率) ÷769,200 円 (障害等級 2 級の額)</p> <p>769,200 円×1.25=<u>961,500 円</u> (障害等級 1 級の額)</p> <p>224,700 円×0.985÷<u>221,300 円</u> (子の加算の額)</p> <p>【合計】961,500 円+221,300 円=<u>1,182,800 円</u></p>																	
P779 下 9 行目～	物価スライド特例措置により算定した額 (平成 22 年度価額： <u>792,100 円</u>) となります。	物価スライド特例措置により算定した額 (平成 23 年度価額： 788,900 円) となります。																

<p>P791 下 10 行目以降の表「平成 22 年度価額」欄及び吹き出しを右に差し替え</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th colspan="2">平成 23 年度価額</th></tr> <tr><td>45,060 円</td><td></td></tr> <tr><td>90,120 円</td><td></td></tr> <tr><td>135,180 円</td><td></td></tr> <tr><td>180,240 円</td><td></td></tr> <tr><td>225,300 円</td><td></td></tr> <tr><td>270,360 円</td><td></td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto; width: fit-content;"> <p>平成 23 年度の保険料は 1 月 15,020 円で、45,060 円は、その 3 倍に当たります。 納めた保険料の半分以上を返すこととされています。</p> </div>			平成 23 年度価額		45,060 円		90,120 円		135,180 円		180,240 円		225,300 円		270,360 円	
平成 23 年度価額																	
45,060 円																	
90,120 円																	
135,180 円																	
180,240 円																	
225,300 円																	
270,360 円																	
<p>P797 下 9 行目～</p>	<p>平成 22 年度の各月における保険料額は <u>15,100</u> 円とされています。</p>	<p>平成 23 年度の各月における保険料額は 15,020 円とされています。</p>															
<p>P798 上 1 行目～2 行目を右に差し替え</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法定額</th> <th>保険料改定率</th> <th>保険料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>15,260 円</td> <td>0.984</td> <td>15,020 円</td> </tr> </tbody> </table>			年度	法定額	保険料改定率	保険料額	平成 23 年度	15,260 円	0.984	15,020 円						
年度	法定額	保険料改定率	保険料額														
平成 23 年度	15,260 円	0.984	15,020 円														
<p>P798 下 2 行目</p>	<p>⇒平成 22 年度の保険料改定率は、<u>1.008</u> とされています。</p>	<p>⇒平成 23 年度の保険料改定率は、0.984 とされています。</p>															
<p>P803 上 14 行目の下右の文章を追加</p>	<p>参考 第 1 号被保険者又は任意加入被保険者が、保険料の前納後、前納に係る期間の経過前にその資格を喪失し、引き続き第 1 号被保険者又は任意加入被保険者となった場合において、被保険者が希望したときは、未経過期間に係る前納保険料を還付することなく、引き続き取得した被保険者資格として保険料納付済期間に算入します（平 22.11.29 年発 1129 第 1 号）。</p>																
<p>P863 下 7 行目</p>	<p>平成 22 年度については、</p>	<p>平成 23 年度については、</p>															
<p>P865 下 6 行目</p>	<p>●平成 22 年度の従前額改定率は、<u>0.993</u> とされています</p>	<p>●平成 23 年度の従前額改定率は、0.986 とされています</p>															
<p>P868 上 5 行目～の加給年金額の表を右に差し替え</p>	<p>(2) 加給年金額（法 44 条 2 項） 出題…16 択・21 択</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象 (1 人につき)</th> <th>法定額</th> <th>平成 23 年度 価額</th> <th>物価スライド 特例措置による額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td rowspan="2">224,700 円×改定率</td> <td rowspan="2">221,300 円</td> <td rowspan="2">227,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 1 子・第 2 子</td> </tr> <tr> <td>第 3 子以降</td> <td>74,900 円×改定率</td> <td>73,800 円</td> <td>75,600 円</td> </tr> </tbody> </table>			対象 (1 人につき)	法定額	平成 23 年度 価額	物価スライド 特例措置による額	配偶者	224,700 円×改定率	221,300 円	227,000 円	第 1 子・第 2 子	第 3 子以降	74,900 円×改定率	73,800 円	75,600 円	
対象 (1 人につき)	法定額	平成 23 年度 価額	物価スライド 特例措置による額														
配偶者	224,700 円×改定率	221,300 円	227,000 円														
第 1 子・第 2 子																	
第 3 子以降	74,900 円×改定率	73,800 円	75,600 円														

P868 真中より下の特別加算の表を右に差し替え	受給権者の生年月日	法定額	平成 23 年度 価額	物価スライド 特例措置による額
	昭和 9 年 4 月 2 日 ～昭和 15 年 4 月 1 日	33,200 円×改定率	32,700 円	34,100 円×0.981 =33,500 円
	昭和 15 年 4 月 2 日 ～昭和 16 年 4 月 1 日	66,300 円×改定率	65,300 円	68,300 円×0.98 =67,000 円
	昭和 16 年 4 月 2 日 ～昭和 17 年 4 月 1 日	99,500 円×改定率	98,000 円	102,500 円×0.981 =100,600 円
	昭和 17 年 4 月 2 日 ～昭和 18 年 4 月 1 日	132,600 円×改定率	130,600 円	136,600 円×0.981 =134,000 円
	昭和 18 年 4 月 2 日～	165,800 円×改定率	163,300 円	170,700 円×0.981 =167,500 円
P871 上 20 行目	被保険者期間の月数× <u>0.985</u>		被保険者期間の月数× 0.981	
P877 上 1 行目	<u>改 22</u>		<u>改 23</u>	
P877 上 3 行目とその 右の図中の赤字	<u>47 万円</u>		46 万円	
P882 下 4 行目	<u>0.992</u> (平成 <u>22</u> 年度)		0.985 (平成 23 年度)	
P883 上 14 行目	被保険者期間の月数 (※) × <u>0.985</u>		被保険者期間の月数 (※) × 0.981	
P887 上 1 行目	<u>改 22</u>		<u>改 23</u>	
P887 上 4 行目	支給停止調整変更額 <u>47 万円</u>		支給停止調整変更額 46 万円	
P887 真中から下の表 内	<u>47 万円</u> (表中 6 箇所)		46 万円	
P887 下部分のグラフ 内	<u>47 万円</u> (2 箇所)		46 万円	
P898 下 11 行目	<u>224,700 円×改定率</u> <u>227,900 円</u>		<u>224,700 円×改定率</u> 227,000 円	

P903 下 2 行目	3/4×2= <u>1,162,000</u> 円 (平成 <u>22</u> 年度価額)		3/4×2= 1,153,800 円 (平成 23 年度価額)	
P909 下 2 行目～1 行 目の枠内	平成 <u>22</u> 年度法定額 <u>774,700</u> 円×3/4= <u>581,000</u> 円		平成 23 年度法定額 769,200 円×3/4= 576,900 円	
P910 上 11 行目～	その額が少なくなり、 <u>19,900</u> 円～ <u>594,200</u> 円 (物価スライド特例措置による平成 <u>22</u> 年度価額)		その額が少なくなり、 19,700 円～ 591,700 円 (物価スライド特例措置による平成 23 年度価額)	
P972 下 16 行目	平成 <u>22</u> 年度は		平成 23 年度は	
P1000 上 11 行目	3 月間から 5 月間までの範囲内で月を単位として定めることができます		3 月間から 5 月間 (要介護状態区分の変更の認定を行った場合、要支援認定の更新申請に対し要介護認定を行った場合にあっては、12 月間) までの範囲内で月を単位として定めることができます (6 月間を除きます)	
P1058 上 3 行目	支給するものとし、平成 <u>22</u> 年度における		支給するものとし、平成 23 年度における	
P1058 上 5 行目～	障害等級 1 級	1 月につき、 <u>50,000</u> 円	障害等級 1 級	1 月につき、 49,650 円
	障害等級 2 級	1 月につき、 <u>40,000</u> 円	障害等級 2 級	1 月につき、 39,720 円
P1059 上 1 行目	平成 <u>22</u> 年度における子ども手当の支給に関する法律 <u>改 22</u>		平成 22 年度等 における子ども手当の支給に関する法律 <u>改 23</u>	
P1059 上 3 行目～ 5 行目	平成 <u>22</u> 年度における子ども手当の支給 (2 箇所)		平成 22 年度等 における子ども手当の支給	
P1059 上 6 行目～を右 に差し替え	アドバイス 平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律は、いわゆる単年度法であり、同法に基づく子ども手当の支給は平成 23 年 3 月で終わることとされていましたが、混乱を回避する観点から、つなぎ法により、子ども手当の支給を、暫定的に平成 23 年 9 月まで延長することとされました。			
P1059 上 19 行目	児童手当等の受給資格者は、平成 <u>22</u> 年度分の児童手当等について		児童手当等の受給資格者は、 平成 22 年 4 月から平成 23 年 9 月分 の児童手当等について	

【正 誤】本書籍に以下のような記述の誤りがありました。お手数ですが、ご訂正くださいますようお願い申し上げます。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P91 下 5 行目	(則 6 条の 2 第 1 項、平 11. 3. 31 基発 <u>168</u> 号)	(則 6 条の 2 第 1 項、平 11. 3. 31 基発 169 号)
P191 下 4 行目	あっても、定期 <u>健診</u> 結果報告書には、	あっても、定期 健康診断 結果報告書には、
P223 上 6 行目	最初の日以後 <u>給</u> すべき事由	最初の日以後 支給 すべき事由
P596 下 10 行目	その支給見込額の 8 割相当額を無利子で貸し付ける、	その支給見込額の 8 割相当額を 限度として 無利子で貸し付ける
P614 上 7 行目	(昭 24. 7. <u>8</u> 保発 74 号、昭 24. 7. 7 職発 921 号ほか)	(昭 24. 7. 28 保発 74 号、昭 24. 7. 7 職発 921 号ほか)
P648 上 17 行目	柔道整復師の <u>施述</u> を	柔道整復師の 施術 を
P654 上 15 行目～	(昭 33. 7. 8 保険発 95 号の <u>2</u>)。	(昭 33. 7. 8 保険発 95 号)。
P659 上 1 行目	出産手当金の額は、 <u>療養</u> のため	出産手当金の額は、 出産 のため
P676 下 11 行目	通算して 26 日分の保険料	通算して 26 日分 以上 の保険料
P795 下 6 行目	平成 21 年度 <u>以降</u> の国庫負担の割合は	平成 21 年度 及び平成 22 年度 の国庫負担の割合は
P803 下 4 行目	適用されません (法附則 5 条 <u>10</u> 項ほか)。	適用されません (法附則 5 条 11 項ほか)。
P973 上 2 行目	②被保険者資格証明 <u>証</u> を交付	②被保険者資格証明 書 を交付
P982 下の表左欄 上 2 行目	基本 <u>方針</u>	基本 指針